

「認知症」になったら本人ができないこと。

- 預貯金からの出金。

(口座凍結・契約不能になるケースあり。)

- 契約書などへの署名押印。(署名押印しても無効となる。)

- 不動産の売却、処分。

- 賃貸物件の新たな契約。相続手続への参加。

(放棄や承認を含む、遺産分割協議)

- 財産などの贈与に関すること。



- 遺言を書くこと。(書いたとしても無効になる。)

「補佐」 判断能力の不十分さが著しい方々を保護するための制度です。

「補助」 初期の認知症(痴呆症)、高齢者の方や軽度の知的障害のある方など、能力がやや不十分の方々を保護するための制度です。